

桜井 区画整理ニュース

vol.42

2017年4月

まちづくりが進んだ(都)南安城桜井線



▲ 整備前の様子(平成19年頃)

あこがれタウン
さくらい

21世紀の安城市の拠点づくり

安城市

支出 約305億円→約323億円(約18億円の増加)
事務費、工事費等の増加による。

区画整理 進捗状況

平成29年3月末現在

道路築造率:	76.8 %
家屋移転率:	81.0 %
使用収益開始率:	57.9 %
保留地分譲率:	40.4 %

区画整理事業では、地区内の土地所有者の方々から少しずつ土地を提供していただき、道路や公園などの整備を行うほか、保留地(宅地)を整備し、希望者に分譲しています。

工事費や移転補償費など事業進捗のための整備費用は、国や県からの補助金や市費のほか保留地を分譲した収入などを財源としています。

仮換地課税のお知らせ

使用収益が開始された仮換地(移転先が使用できる土地)及び引き渡しされた保留地については、それぞれの土地の状況に応じて固定資産税及び都市計画税を課税しています。これを「仮換地課税」といいます。

固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の土地の状況により課税しています。

平成29年1月1日現在において、新たに使用収益が開始された仮換地及び引き渡しされた保留地については、平成29年度から仮換地課税に移行します。

なお、移転先が使用できない土地は、これまでどおり登記簿等に基づいて課税します。

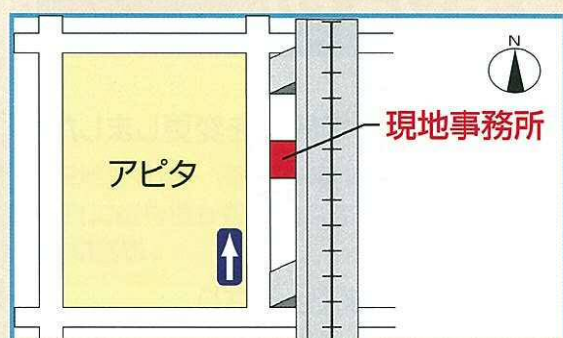
仮換地課税についての問い合わせ先

: 資産税課土地係 (直通 0566-71-2256)

仮換地・保留地の使用収益の開始についての問い合わせ先

: 区画整理課桜井換地係 (直通 0566-71-2261)

桜井現地事務所を 開設しています



毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)は、区画整理課職員が現地事務所でお待ちしています。

予約は不要です。区画整理事業に関するご質問、ご相談等がありましたら、お気軽にお越しください。

(担当職員は当番制となります。)

※開設日時以外でのご相談については予約制となります。

ご希望の方は事前に市役所内区画整理課にご連絡ください。

開設日時: 毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)

午後1時～午後4時

所在地: 安城市桜井町貝戸尻28番地

電話: (0566)99-4361

問い合わせ・資料請求先

安城市役所都市整備部 区画整理課

TEL (0566) 76-1111 (代表)

TEL (0566) 71-2261 (直通)



幸せつながる健康都市

安 城



不要になったら、リサイクルへ
雑がみとして出してください。



環境にやさしい植物油
インキを使用しています。